

Radiata Increase



FP2級

生保顧客資産 相談業務

2022 年 5 月
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

1.試験問題については、特に指示のない限り、2021 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。

3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。

4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて下記の各問(《問1》~《問3》)に答えなさい。

《設 例》

Aさん(48歳)は、X株式会社を2019年8月末日に退職し、個人事業主として独立した。独立して約3年が経過した現在、収入は安定している。Aさんは、公的年金制度を理解したうえで、老後の収入を増やすことのできる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん(個人事業主)

- ・1973年8月11日生まれ(48歳)
- ・公的年金加入歴：下図のとおり(60歳までの見込みを含む)

20歳	22歳		46歳	60歳
国民年金 未納期間 32月	厚生年金保険被保険者期間		国民年金 保険料納付済期間 167月	
	84月	197月		
(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円) (2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)				

(2) 妻Bさん(会社員)

- ・1972年10月29日生まれ(49歳)
- ・公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間(30月)は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間(325月)は厚生年金保険に加入している。妻Bさんは、65歳になるまで厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》

Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後に受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づき、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。なお、年金額は2021年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

① 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額

② 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$780,900円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,628円×被保険者期間の月数

$$-780,900円 \times \frac{1961\text{年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝390,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

①老齢基礎年金の年金額

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

$780,900 \text{ 円} \times (\text{保険料納付済期間} + \text{免除期間}) \div 480 \text{ 月} (40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月})$

※2021年度の老齢基礎年金の満額=780,900円

[本問の場合]

20歳	22歳		46歳	60歳
国民年金 未納期間 32月	厚生年金保険被保険者期間			国民年金 保険料納付済期間 167月
	84月	197月		
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)		(2003年4月以後の 平均標準報酬月額40万円)	

・20歳から60歳になるまでの40年間で計算します。

・未加入期間(32月)は計算に含みませんので、20歳から60歳まで「480月-32月=448月」で計算します。

$780,900 \text{ 円} \times (480 \text{ 月} - 32 \text{ 月}) \div 480 \text{ 月}$

$780,900 \text{ 円} \times 448 \text{ 月} \div 480 \text{ 月} = 728,839.9 \text{ 円}$

=728,840(円) (万円未満四捨五入)

●経過的分算の計算方法

$1,628 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 780,900 \text{ 円} \times (\text{1961 年 4 月以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480)$

[本問の場合]

1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数を計算します。

よって、84月+197月=281月で計算します。

$$\begin{aligned} 1,628 \text{ 円} \times 281 \text{ 月} - 780,900 \text{ 円} \times 281 \text{ 月} / 480 \text{ 月} &= 316.2 \text{ 円} \\ &= 316 \text{ 円 (万円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が 20 年(240 月)以上ある方が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

A さんの場合、厚生年金保険の被保険者期間は 281 月(23 年 5 ヶ月)ですが、妻 B さんは 65 歳にすでに到達していますので、**加給年金の支給対象外**です。

『老齢厚生年金の年金額』

老齢厚生年金の年金額=報酬比例部分+経過的分算
 $599,483 \text{ 円} + 316 \text{ 円} = 599,799 \text{ 円}$

したがって正解は、

- ① 728,840 (円)
- ② 599,799 (円)

《問 2》

Mさんは、Aさんに対して、国民年金基金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は保証期間のある(①)年金 A 型、保証期間のない(①)年金 B 型の 2 種類のなかから選択します。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢等で決まり、掛金の拠出限度額は月額(②)円となります。なお、(③)に加入している場合は、その掛金と合わせて月額(2)円が上限となります」

〈語句群〉

- イ. 23,000 ロ. 68,000 ハ. 70,000 ニ. 有期 ホ. 確定
ヘ. 終身 ト. 小規模企業共済制度 チ. 確定拠出年金の個人型年金
リ. 中小企業退職金共済制度

【答え】

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)とセットで自営業者など国民年金第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。

●1 口目

- ・①「終身年金 A 型」「終身年金 B 型」のいずれかを選択します。
- ・終身年金 A 型は保証期間があり、年金受給前または保証期間中に亡くなった場合、遺族に一時金が支給されます。
- ・1 口目は途中で減額したり、型を変更することはできません。
- ・50 歳未満の方が誕生月以外に加入した場合、加入の翌月から次の年齢に達するまでの月数に応じた額が年金額に加算されます。

●2 口目以降

- ・終身年金 A 型、終身年金 B 型のほかに、受給期間が定まっている確定年金 I 型・II 型・III 型・IV 型・V 型から選択できます。

※掛金の上限の 6 万 8,000 円(1 口目を含む)を超えないこと。

※確定年金(I 型・II 型・III 型・IV 型・V 型)の年金額が、終身年金 A 型・B 型の年金額(1 口目を含む)を超えないこと。

●掛け金上限

② 68,000 円

③ 確定許拠出年金の個人型年金に加入している場合は、その掛金と合わせて月額 68,000 円となります。

したがって正解は、

- ① ヘ・終身
- ② ロ・68,000
- ③ チ・確定許拠出年金の個人型年金

《問 3》

Mさんは、Aさんに対して、老後の収入を増やすことができる各種制度について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「国民年金の付加保険料を納付することで、老後の年金収入を増やすことができます。仮に、Aさんが付加保険料を120月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として48,000円が上乗せされます」

②「国民年金基金の1口目の給付には、国民年金の付加年金相当が含まれているため、Aさんが国民年金基金に加入した場合、国民年金の付加保険料を納付することはできません」

③「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための共済制度です。Aさんが支払った掛金は、その全額を、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます」

【答え】

① 不適切 ×

付加年金(付加保険料)とは、
自営業者など国民年金の第1号被保険者を対象に国民年金の保険料に加えて付加保険料を納めることで受け取る年金を付加年金といいます。

付加年金の額は、月額保険料400円を国民年金の保険料に上乗せし納付し、
200円×納付期間が老齢基礎年金に加算されます。

[本問の場合]

付加保険料を 120 月納付しているので、
200 円×120 月=24,000 円となります。

② 適切 ○

国民年金基金の 1 口目の給付には、国民年金の付加年金相当が含まれているため、国民年金基金に加入した場合、付加年金と同時加入はできず、国民年金の付加保険料を納付することはできません。

③ 不適切 ×

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員・個人自営業主が、
廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる制度で、

・掛金月額は、1,000 円から 7 万円までの範囲内(500 円単位)で自由に選択
できます。

・掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として所得税・住民税に係る所得
控除の対象となり、事業資金の借り入れもできるため、小規模企業の経営
者のための退職金制度です。

事業所得上の必要経費になるわけではありませんので、不適切な説明となり
ます。

【第2問】次の設例に基づいて下記の各問(《問4》~《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(61歳)は、専業主婦である妻Bさん(59歳)との2人暮らしである。Aさんは、現在加入している生命保険を介護保障が充実したプランに見直したいと考えているが、これまで生命保険の見直しをしたことがなく、見直しの方法等わからないことが多い。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが現在加入している生命保険に関する資料＞

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
契約年月日 : 2006年8月1日
月払保険料 : 22,700円(65歳払込満了)
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	1,100万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
傷害特約	300万円	10年
入院特約	1日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》

はじめに、Mさんは、Aさんに対して、必要保障額および現在加入している定期保険特約付終身保険の保障金額について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①、②に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「介護保障を充実させる前に、現時点での必要保障額を算出し、準備すべき死亡保障の額を把握しましょう。下記の〈算式〉および〈条件〉を参考にすれば、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は(①)万円となります。Aさんが現時点で死亡(不慮の事故や所定の感染症以外)した場合、定期保険特約付終身保険から妻 Bさんに支払われる死亡保険金額は(②)万円となります。他方、Aさんが不慮の事故で 180 日以内に死亡した場合の死亡保険金額は□□□万円となります」

〈算式〉

必要保障額=遺族に必要な生活資金等の支出の総額-遺族の収入見込金額

〈条件〉

- [1]現在の毎月の日常生活費は 35 万円であり、Aさん死亡後の妻 Bさんの生活費は、現在の日常生活費の 50%とする。
- [2]現時点の妻 Bさんの年齢における平均余命は、30 年とする。
- [3]Aさんの死亡整理資金(葬儀費用等)、緊急予備資金は、500 万円とする。
- [4]住宅ローン(団体信用生命保険に加入)の残高は、300 万円とする。
- [5]死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、2,200 万円とする。
- [6]Aさん死亡後に妻 Bさんが受け取る公的年金等の総額は、4,500 万円とする。
- [7]現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しなくてよい。

【答え】

①

必要保障額とは、万が一の時に遺族が暮らしていける金額のことです。

必要保障額=遺族の支出-遺族の収入

[本問の場合]

●遺族の支出

[1] [2] 妻 B さんの生活費

$35 \text{ 万円} \times 50\% \times 12 \text{ ヶ月} \times 30 \text{ 年} = 6,300 \text{ 万円}$

[3] 死亡整理金、緊急予備資金=500 万円

※[4] 住宅ローン(団体信用生命保険)の残高は、**団体信用生命保険から支払われる保険金と相殺されるため加算しません。**

総支出=6,300 万円+500 万円=6,800 万円

●遺族の収入

[5] 死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額=2,200 万円

[6] 妻 B さんが受け取る公的年金等の総額=4,500 万円

[7] 現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しない。

総収入=2,200 万円+4,500 万円=6,700 万円

総支出 6,800 万円-総収入 6,700 万円=**必要保障額 100 万円**

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	1,100万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
傷害特約	300万円	10年
入院特約	1日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

②

●支払われる保険金・給付金

- ・終身保険 200 万円
 - ・定期保険特約 1,100 万円
 - ・特定疾病保障定期保険特約 200 万円
- 合計=200 万円+1,100 万円+200 万円=1,500 万円

●支払われない保険金・給付金

- ・傷害特約

不慮の事故や所定の感症で事故発生日からその日含めて180 以内に死亡した場合に保険金が支払われる特約ですので、含みません。

- ・入院特約

本問では、現時点で死亡した場合ですので、入院特約は含みません。

- ・リビングニーズ特約

被保険者が余命 6 ヶ月以内と判断された時、生存中に被保険者が死亡保険金などの一部を前払いで受け取れる特約ですので、本問では含みません。

よって支払われる死亡保険金額は=1,500 万円

《問 5》

次に、Mさんは、Aさんに対して、公的介護保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答 用紙に記入しなさい。

①「公的介護保険の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者に区分されます。保険給付を受けるためには、市町村(特別区を含む)から要介護認定または要支援認定を受ける必要があります」

②「公的介護保険の第2号被保険者が保険給付を受けられるのは、特定疾病が原因で要介護状態または要支援状態となった場合に限り、第1号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因を問わず、保険給付を受けることができます」

③「公的介護保険の第1号被保険者が保険給付を受けた場合の自己負担割合は、合計所得金額の多寡にかかわらず、実際にかかった費用(食費、居住費等を除く)の1割となります」

【答え】

① 適切 ○

公的介護保険とは、介護サービスを受けられる社会保険制度のことです。
『65 歳以上は第 1 号被保険者』『40 歳以上 65 歳未満は第 2 号被保険者』
となり、要介護・要支援状態の認定は、運営者である市町村と特別区(東京
23 区)が行います。

② 適切 ○

[介護保険の被保険者]

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
受給要件	要介護・要支援者	特定疾病により、要介護・要支援になった人

第 2 号被保険者の受給要件は、要介護(要支援)状態が、老化に起因する
(特定疾病)による場合に限定されます。

③ 不適切 ×

公的介護保険の自己負担割合は原則 1 割ですが、第 1 号被保険者で合計
所得金額が一定以上の場合は 2 割または 3 割負担となります。

《問 6》

最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現在加入している生命保険の見直し等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「現在加入している定期保険特約付終身保険の定期保険特約は、65歳の主契約の保険料払込期間満了後も更新することができますが、更新後の保険料は大幅に上昇します。支出可能な保険料の額を踏まえたうえで、無理のない範囲内で見直しを行ってください」

②「現在加入している終身保険を残し、その他の特約を減額または解約して、介護保険に新規加入する方法が考えられます。公的介護保険の給付は、主に訪問介護や通所介護(デイサービス)などの現物給付による介護サービスであるため、一定額の介護年金および介護一時金を準備することは検討に値すると思います」

③「現在加入している定期保険特約付終身保険を見直す方法として、契約転換制度の活用が考えられます。契約転換時の告知や医師の診査は不要で、健康状態にかかわらず、保障内容を見直すことができます」

④「現在加入している定期保険特約付終身保険を契約転換して、同じ生命保険会社の介護保障に特化した保険に加入した場合、現在加入している終身保険の保障は消滅します。契約転換制度を利用する際は、転換前・転換後契約の保障内容等を比較して、総合的に判断してください」

【答え】

① 不適切 ×

[定期保険特約付終身保険]

・主契約の終身保険は、一生涯保障され、何歳で死亡しても死亡保険金を受け取れます。

・特約の定期保険は、保険期間は一定でその間に死亡した場合に死亡保険金を受け取れます。一定期間ごとに契約を更新する「更新型」と、長期に渡り保険料や保障内容が変わらない「全期型」があります。

定期保険特約付終身保険「更新型」の更新は、主契約の終身保険料払込期間満了までですので、定期保険特約部分のみ、主契約の終身保険料払込期間満了後に更新することはできません。

本問では、「定期保険特約は、主契約の終身保険料払込期間満了後も更新することができます」と説明されているので、不適切となります。

② 適切 ○

本問の通り、
公的介護保険の給付は、主に訪問介護や通所介護(デイサービス)などの現物給付による介護サービスであるため、生活費や医療費を補うことはできません。

そこで、一時金や年金で現金給付される民間の介護保険・医療保険を検討することは正しいと言えます。

③ 不適切 ×

契約転換制度は、現在の契約を活用して、新たな保険を契約する方法です。現在の契約の積立部分や積立配当金を転換(下取り)価格として新しい契約の一部に当てる方法で、元の契約は消滅します。

契約を転換する際に、告知や医師の診査が必要です。

本問では、「告知や医師の診査が不要」と説明されていますので、不適切となります。

④ 適切 ○

契約転換制度は、現在の契約を活用して、新たな保険を契約する方法です。

元の契約は消滅します。

【第3問】 次の設例に基づいて下記の各問(《問7》~《問9》)に答えなさい。

《設 例》

Aさん(55歳)は、X株式会社(以下、「X社」という)の創業社長である。X社は、近年、売上金額・利益金額ともに減少傾向にある。X社は、今後の保険料負担も考慮し、現時点において下記<資料>の生命保険契約を解約しようと考えている。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

<資料>解約を検討中の生命保険の契約内容

保険の種類	: 5年ごと利差配当付定期保険(特約付加なし)
契約年月日	: 2007年7月1日
契約者(=保険料負担者)	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 95歳満了
死亡保険金額	: 1億円
年払保険料	: 200万円
現時点の解約返戻金額	: 2,700万円(単純返戻率90.0%)
65歳時の解約返戻金額	: 4,700万円(単純返戻率94.0%)

※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

※単純返戻率=解約返戻金額÷払込保険料累計額×100

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》

仮に、X 社が A さんに役員退職金 5,000 万円を支給した場合、A さんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。なお、A さんの役員在任期間(勤続年数)を 28 年 9 カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

【答え】

①

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数28年9ヶ月なので、勤続年数29年で計算します。

$$70万円 \times (29年 - 20年) + 800万円 = 1,430万円$$

②

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(5,000万円 - 1,430万円) \times 1/2 = 1,785万円$$

したがって正解は、

①1,430 (万円)

②1,785 (万円)

《問 8》

《設例》の生命保険を現時点で解約した場合の X 社の経理処理(仕訳)について、下記の〈条件〉を基に、空欄①~④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈条件〉

- ・ X 社が解約時まで支払った保険料の総額は3,000万円である。
- ・ 解約返戻金の金額は2,700万円である。
- ・ 配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。

〈解約返戻金受取時の X 社の経理処理 (仕訳)〉

借 方		貸 方	
現金・預金	(①) 万円	前払保険料	(②) 万円
		(③)	(④) 万円

〈語句群〉

イ. 150 ロ. 300 ハ. 1,200 ニ. 1,350 ホ. 1,500 ヘ. 1,650
ト. 2,700 チ. 3,000 リ. 雑収入 ヌ. 雑損失 ル. 保険料積立金

【答え】

資料＞解約を検討中の生命保険の契約内容

保険の種類	:	5年ごと利差配当付定期保険（特約付加なし）
契約年月日	:	2007年7月1日
契約者（＝保険料負担者）	:	X社
被保険者	:	Aさん
死亡保険金受取人	:	X社
保険期間・保険料払込期間	:	95歳満了
死亡保険金額	:	1億円
年払保険料	:	200万円
現時点の解約返戻金額	:	2,700万円（単純返戻率90.0%）
65歳時の解約返戻金額	:	4,700万円（単純返戻率94.0%）
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。		
※単純返戻率＝解約返戻金額÷払込保険料累計額×100		

① 設例資料より、現時点の解約返戻金①2,700万円は、通常銀行振込で支払われるため、現金・預金に記帳します。

②

設例資料から、5年ごと利差配当付定期保険は、Aさんが40歳時に契約し95歳で保険期間を満了するため、長期平準定期保険に該当します。

●長期平準定期保険

保険加入期間が長期間で、保険期間中に支払う保険料がずっと変わらない保険です。

[加入条件]

- ・被保険者の年齢が保険満了時に 70 歳以上
- ・長期にわたって保険料の支払い能力があること
- ・「加入年齢+(保険期間×2)の数値が 105 より大きくなる

本問の場合

40 歳+{(95 年-40 年)×2}=150 となり、加入条件の 105 より大きくなります。

[経理処理]

2019 年 7 月 7 日以前に契約した長期平準定期保険では、前半 6 割の期間は、払込保険料の 2 分の 1 を損金へ、残りの 2 分の 1 は前払保険料として資産計上されます。

[解約時]

資産計上していた前払い保険料を取り崩し、受け取った解約返戻金相当額と資産計上している前払い保険料の差額は、雑収入または雑損失として計上します。

[本問の場合]

- ・払込保険料:保険料を支払った 15 年×年払保険料 200 万円=3,000 万円
- ・前払保険料:3,000 万円×1/2=②1,500 万円
- ・資産計上額 1,500 万円 < 解約返戻金 2,700 万円=差額④1,200 万円を、③雑収入として益金に参入します。

したがって正解は、

- ① ト.2,700 万円
- ② ホ.1,500 万円
- ③ リ.雑収入
- ④ ハ.1,200 万円

《問 9》

MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「解約を検討中の生命保険について、解約をせず、払済終身保険に変更することも検討事項の1つとなります。現時点で払済終身保険に変更した場合であっても、65歳時の解約返戻金額は4,700万円が確保されます」

②「経営者が要介護状態あるいは重度の疾患等で長期間不在となった場合、業績が悪化することが想定されます。既契約の加入状況を確認したうえで、Aさんが重い病気等になった場合にX社が一時金(現金)を受け取ることができる生前給付タイプの生命保険に新規加入することをご検討ください」

③「Aさんが死亡した場合の1億円の事業保障資金の準備のみを目的とするのであれば、現在加入している生命保険よりも保険料が割安となる保険期間が10年の定期保険に新規加入する方法もあります」

【答え】

① 不適切 ×

払済保険

保険料の払い込みを中止してその時点での解約返戻金を一時払の保険料として充てることで、今までよりも保険金額の小さい保険に切り替えることができます。

現在の解約返戻金を元に新しい保険に切り替えますので、元の契約でもらうはずの解約返戻金を確保することはできません。

② 適切 ○

特定疾病保障保険

ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われます。

●役員を被保険者・保険受取人を法人とした場合

役員がガン、急性心筋梗塞、脳卒中になった場合、死亡保険金と同額の保険金が法人に支払われます。

役員が業務に従事できなくなった場合、業績悪化の可能性があるため、法人の資金需要に備える保険として有効です。

③ 適切 ○

終身保険よりも定期保険の方が、保険料が割安となり、少ない保険料負担で高額保障を得ることができますので、死亡保障だけを目的として加入することは考えられます。

ただし、解約返戻金は少なく、保険期間終了まで生存した場合に保険金などはありません。

【第4問】 次の設例に基づいて下記の各問《問10》~《問12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長女Cさんの3人で暮らしていたが、妻Bさんは、2021年7月に病気により45歳で他界した。また、Aさんは、2021年中に終身保険の解約返戻金および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん（49歳）： 会社員。2021年中に遺族基礎年金30万円を受け取っている。
長女Cさん（16歳）： 高校生。2021年中の収入はない。

＜Aさんの2021年分の収入等に関する資料＞

- (1) 給与所得の金額： 440万円
- (2) 終身保険の解約返戻金
- | | |
|-------------------|-----------|
| 契約年月 | ： 2003年6月 |
| 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 | ： Aさん |
| 死亡保険金受取人 | ： 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | ： 350万円 |
| 正味払込保険料 | ： 380万円 |
- (3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
- | | |
|-------------------|------------|
| 契約年月 | ： 2013年10月 |
| 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 | ： Aさん |
| 死亡給付金受取人 | ： 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | ： 670万円 |
| 正味払込保険料 | ： 500万円 |

※長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんと長女Cさんは、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんと長女Cさんの年齢は、いずれも2021年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 Aさんの2021年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「遺族基礎年金は雑所得として総合課税の対象となりますが、Aさんの場合、その金額が60万円以下であるため、雑所得の金額は算出されません」

②「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から10年以内の解約のため、金融類似商品に該当し、源泉分離課税の対象となります」

③「終身保険の解約により生じた損失の金額は、一時払変額個人年金保険の解約返戻金に係る一時所得の金額と内部通算することができます」

【答え】

① 不適切 ×

公的年金のうち、老齢年金は課税対象ですが、障害年金と遺族年金は非課税とあるため、総所得金額には含みません。

※総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

② 不適切 ×

一時払個人年金等を契約日から5年以内に解約し、解約返戻金を受け取った場合、源泉分離課税となります。

[本問の場合]

一時払変額個人年金保険は2013年から契約しているため、5年超の契約となり、解約返戻金は一時所得として、総合課税の対象です。

③ 適切 ○

一時所得=収入合計-支出合計-特別控除(最高50万円)

同一の所得内であれば利益と損失を相殺することができる内部通算が可能です。

《問 11》

A さんの 2021 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「A さんが適用を受けることができる長女 C さんに係る扶養控除の額は、(①) 万円です」

II 「ひとり親控除は、現に婚姻していない者が、総所得金額等が(②)万円以下の生計を一にする子を有すること、納税者本人の合計所得金額が(③)万円以下であること、納税者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないことの 3 つの要件を満たした場合に適用を受けることができます。A さんが適用を受けることができるひとり親控除の額は、(④)万円です」

〈数値群〉

イ.26 ロ.35 ハ.38 ニ.48 ホ.58 ヘ.63
ト.500 チ.660 リ.850 ヌ.1,000

【答え】

●扶養控除

扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

長女 C さんは 16 歳で収入がありませんので、扶養控除の対象です。
16 歳の扶養親族は、一般扶養者として 1 人につき① 38 万円の控除額となります。

●ひとり親控除

納税者がひとり親であるときは、一定金額の所得控除を受けることができます。

[対象者]

ひとり親とは、原則その年の12月31日に、婚姻をしていないことまたは配偶者の生死を明らかでない一定の人のうち次の3つの要件をすべて満たしている人。

[1] その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。

[2] 生計を一にする子がいないこと。

子とは、その年分の総所得金額等が② 48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

[3] 合計所得金額が③ 500万円以下であること。

[控除額]

ひとり親控除額は、④ 35万円

したがって正解は、

- ① ハ.38(万円)
- ② ニ.48(万円)
- ③ ト.500(万円)
- ④ ロ.35(万円)

《問 12》 Aさんの2021年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	120,000円
	地震保険料控除	15,000円
	ひとり親控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	(②) 円
(b) 所得控除の額の合計額		2,700,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(③) 円

資料＞所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

【答え】

・総所得金額

総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

・損益通算

所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

給与所得と一時所得(終身保険の解約返戻金と一時払変額個人年金保険の解約返戻金)は総合課税です。

Aさんの遺族基礎年金は、非課税のため総所得金額の計算に含みません。

●給与所得:440 万円

●一時所得

一時所得=総収入額(解約返戻金額)- 総支出額(正味払込保険料)-特別控除50万円

$(350 \text{ 万円} + 670 \text{ 万円}) - (380 \text{ 万円} + 500 \text{ 万円}) - 50 \text{ 万円} = 90 \text{ 万円}$

一時所得は、総所得金額に算出する際は、1/2が合算対象となります。

総所得金額に算出する一時所得=90 万円 $\div$ 1/2=45 万円

総所得金額=給与所得 440 万円+45 万円=① 485 万円

●所得税の基礎控除

合計所得金額	基礎控除額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		— 基礎控除額 0 円

Aさんの合計所得金額は2,400万円以下なので、基礎控除額は② 48万円となります。

総所得金額-所得控除額=課税総所得金額
485万円-270万円=215万円

所得税の速算表より計算
2,150,000 円×10%-97,500 円=③ 117,500 円

したがって正解は、

- ① 4,850,000(円)
- ② 480,000(円)
- ③ 117,500 (円)

【第5問】次の設例に基づいて下記の各問《問13》~《問15》に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん（75歳）は、妻Bさん（72歳）および長女Cさん（45歳）と3人でX市内の自宅で暮らしている。Aさんの推定相続人は、妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさん（41歳）の3人である。

長女Cさんは、X市内の地元企業に勤務している。一方、二女Dさんは他県にある上場企業に勤務しており、X市に戻る意思はない。

Aさんは、自身の相続に関し、不動産賃貸業を手伝ってくれている長女Cさんに賃貸ビルを相続させたいと考えている。しかし、二女Dさんは長女Cさんと折り合いが悪く、Aさんは、遺産分割について長女Cさんと二女Dさんがもめてしまうのではないかと心配している。

＜Aさんの推定相続人＞

妻Bさん ： Aさんと自宅で同居している。

長女Cさん ： 会社員。Aさん夫妻と同居している。

二女Dさん ： 会社員。夫と2人で戸建て住宅（持家）に住んでいる。

＜Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）＞

現預金 ： 7,000万円

自宅（敷地400㎡） ： 7,000万円（注）

自宅（建物） ： 2,000万円

賃貸ビル（敷地400㎡）： 7,000万円（注）

賃貸ビル（建物） ： 5,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

＜Aさんが加入している一時払終身保険の内容＞

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 ： Aさん

死亡保険金受取人 ： 妻Bさん

死亡保険金額 ： 2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》

Aさんの相続に係る遺産分割に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「仮に、Aさんの相続に係る遺留分を算定するための財産の価額を3億円とした場合、二女Dさんの遺留分の金額は、(①)万円になります。Aさんの相続が開始し、長女Cさんが賃貸ビルなど相続財産の大部分を取得した場合、二女Dさんの遺留分を侵害する可能性があります。遺留分が侵害された場合、二女Dさんは、Aさんの相続の開始を知った時から(②)年以内に遺留分侵害額請求権を行使することができます」

II 「相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、相続税の申告時において、未分割の財産に対して『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができないというデメリットが生じます。その場合、相続税の申告の際に『申告期限後(③)年以内の分割見込書』を税務署に提出し、申告期限後(③)年以内に遺産分割協議が成立すれば、それらの特例の適用を受けるため、分割後4カ月以内に更正の請求を行うことができます」

III 「遺産分割をめぐる争いを防ぐ手段として遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言は、証人(④)人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成します」

〈数値群〉

イ.1 ロ.2 ハ.3 ニ.4 ホ.5 ヘ.7 ト.10
チ.20 リ.3,750 ヌ.5,000 ル.7,500

【答え】

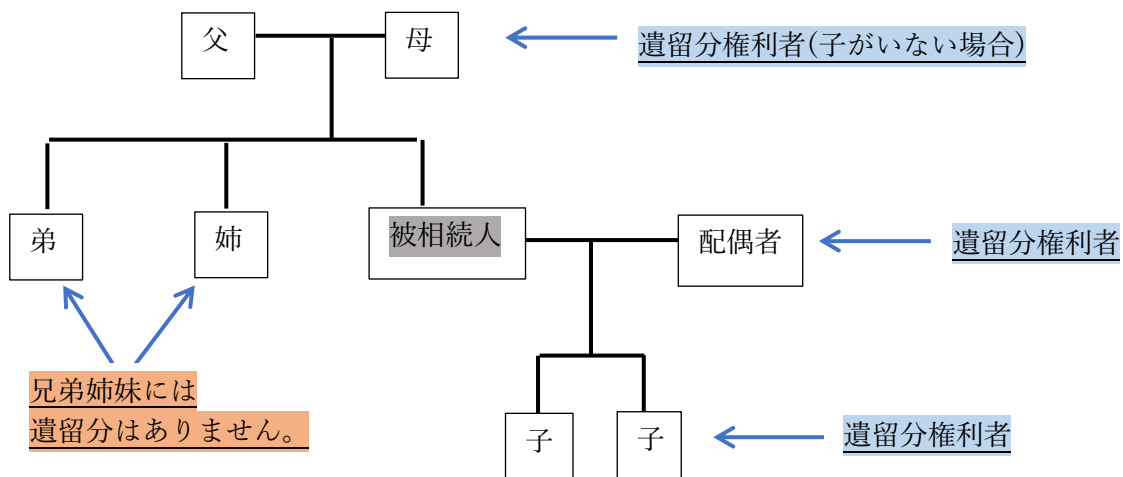
I

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]



遺留分権利者が直系尊属のみの場合	遺留分権利者が直系尊属のみ以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[本問の場合]

本問の法定相続人は、妻 B さん・長女 C さん・二女 D さんの 3 人です。

二女 D さんの法定相続分は 1/4。

二女 D さんの遺留分は 1/8 (1/4×1/2)です。

二女 D さんの遺留分額 3 億円×1/8=① 3,750 万円

●遺留分侵害額請求額の時効

「相続が開始したこと」「遺留分を侵害されたこと」を知った時から② 1 年です。

II

●相続税の申告期限後 3 年以内の分割見込み書

相続税の申告期限までに遺産分割ができない場合に提出します。

申告期限後③ 3 年以内に遺産分割協議が成立すれば、分割後 4 ヶ月以内に更生の請求が可能です。

III

[遺言の種類]

	証人	検認
自筆証書遺言	不要	必要 (法務局で保管した場合は検認不要)
公正証書遺言	2人以上	不要
秘密証書遺言	2人以上	必要

公正証書遺言の証人は④ 2 人以上の立ち合いのもと、作成されます。

したがって正解は、

- ① リ.3,750 (万円)
- ② イ.1 (年)
- ③ ハ.3 (年以内)
- ④ ロ.2 (人以上)

《問 14》

A さんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「妻 B さんが自宅の敷地および建物を相続により取得した場合、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることで、自宅の敷地(相続 税評価額 7,000 万円)について、相続税の課税価格に算入すべき価額を 1,400 万円とすることができます」

②「妻 B さんが受け取る死亡保険金(2,000 万円)は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格に算入される金額は、500 万円となります」

③「長女 C さんが、二女 D さんに対する代償交付金を準備する方法として、契約者および死亡保険金受取人を長女 C さん、被保険者を A さんとする終身保険に加入し、長女 C さんが負担する保険料相当額の現金を A さんが贈与することも検討事項の 1 つです」

【答え】

① 不適切 ×

●小規模宅地の特例

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）>

現預金 : 7,000万円

自宅（敷地400㎡） : 7,000万円（注）

自宅（建物） : 2,000万円

賃貸ビル（敷地400㎡） : 7,000万円（注）

賃貸ビル（建物） : 5,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

本特例の評価減額=相続税評価額×適用上限/敷地面積×減額割合

=7,000万円×330㎡/400㎡×80%=4,620万円

算入すべき価額=7,000万円-4,620万円=2,380万円

② 適切 ○

・みなし相続財産とは、相続税を計算する際は相続財産とみなして相続税を課税する財産のことです。

・死亡保険金の非課税限度額
 $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

本問の法定相続人は、妻 B さん・長女 C さん・二女 D さんの 3 人です。
 $500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 1,500 \text{ 万円}$

相続税の課税価格に算入する額
死亡保険金 2,000 万円 - 非課税限度額 1,500 万円 = 500 万円

③ 適切 ○

代償交付金は、遺産分割を円滑する資金のことです。
事業用地や自社株などを後継者にまとめて相続させて、後継者から他の相続人に代償交付金で支払うという形があります。

A さんは設例より「長女 C さんに賃貸ビルを相続させたい」と考えているので、長女 C さんに賃貸ビルを相続させ、代わりに長女 C さんから二女 D さんに代償交付金を渡すことで遺産分割を円滑に進めることが期待できます。

また、生命保険の死亡保険金受取人を長女 C さんに指定することで、その保険金を他の相続人に代償交付金として使うことが期待できます。

《問 15》

現時点(2022 年 5 月 22 日)において、A さんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①~③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は 3 億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□ □□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額		3 億円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		□□□万円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん		□□□万円
長女 C さん		(②) 万円
二女 D さん		□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〔資料〕相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1, 000		10%	—
1, 000	～ 3, 000		15%	50万円
3, 000	～ 5, 000		20%	200万円
5, 000	～ 10, 000		30%	700万円
10, 000	～ 20, 000		40%	1, 700万円
20, 000	～ 30, 000		45%	2, 700万円

【答え】

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

本問の法定相続人は、妻 B さん・長女 C さん・二女 D さんの 3 人

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = ① 4,800 万円

[課税遺産総額]

・相続税の課税価格の合計額 3 億円

課税遺産総額 = 3 億円 - 4,800 万円 = 2 億 5,200 万円

[相続税の総額の基となる税額]

本問の法定相続分は、妻 B さん 1/2・長女 C さん・二女 D さん 1/4

妻 B さん: 2 億 5,200 万円 × 1/2 × 40% - 1,700 万円 = 3,340 万円

長女 C さん: 2 億 5,200 万円 × 1/4 × 30% - 700 万円 = ② 1,190 万円

二女 D さん: 2 億 5,200 万円 × 1/4 × 30% - 700 万円 = 1,190 万円

[相続税の総額]

3,340 万円 + 1,190 万円 + 1,190 万円 = ③ 5,720 万円

したがって正解は、

① 4,800 (万円)

② 1,190 (万円)

③ 5,720 (万円)